

● 滞納処分できない自治体債権滞納整理研修 ●

実 施 期 間		令和7年10月2日 ～ 令和7年10月3日			
対 象 者		自治体債権(公営住宅家賃、水道料金、給食費など)滞納整理担当職員		定員	30人
目 的 ・ 内 容		滞納処分をすることができない自治体債権の滞納整理の進め方とその時効の処理及び強制執行による強制的徴収などの基本的な手続きを習得し、実務遂行能力の向上を図る。			
講師(敬称略)		弁護士 永 榮 久仁子			
9:50 10:00		11:50 12:50		17:00 17:05	
10/2 (木)	オリエンテーション	1. 自治体が徴収する滞納処分できない債権 (1) 公的債権と私的債権の区分 (2) 債権の種類とその発生原因 (3) 滞納処分できない債権が持つ性格 (4) 納付義務と保証人の保証業務	昼休み	2. 滞納整理の方法 3. 時効制度	
10/3 (金)		4. 相続による納付義務・履行義務の承継 5. 書類の送達についての地方税法の規定の準用	昼休み	6. 延滞金と遅延損害金 7. 強制執行等の手続	ふりかえり(アンケート回答)